

境港市議会基本条例（案）に対するパブリックコメントに寄せられた意見・提言と境港市議会の考え方

| 番号 | 該当箇所 | 提言・意見 | 境港市議会の考え方 |
|----|------|---|---|
| 1 | 全般 | <p>議員ひとりひとりの「議会基本条例」を遵守し、研鑽し己をしぼるような条例となるものと思うが、議員ひとりひとりの評価機関設置、そして市民に結果を表すべきと思う。</p> <p>条文とはこういうものであるが、あまりにも具体性に欠ける。もう少し具体的な補助条文を付けて下さい。</p> | <p>ご指摘のように、議会基本条例は、議会、議員が自らのあるべき姿を定め、それをこれからの規範として自らの行動を律しようとするものですし、市民に約束するものです。約束を違えていないか、条例は守られているか、条例施行後も率直なご意見をおよせください。</p> <p>「議員一人ひとりの評価機関を設置し、結果を市民に公表すべき」とのご意見についてですが、議員個々の評価となれば、場合によっては議員の政治生命を左右しかねないものですから、それは高度に公正、透明であって、誤謬のないものでなければなりません。そうした評価機関の委員を、誰がどう選ぶのか、その公正性、透明性はどう確保されるのか、いったん下した評価に誤りがあった場合に、その名誉回復措置は？など、構想することができません。</p> <p>選挙こそ市民による議員評価の、民主的にして公正でいちばん確かな場です。そこをなによりも大事にしたいものだと考えます。</p> <p>ご指摘のように条文は基本的見地だけをのべ、あまり具体的な内容を書いていません。それは、あまり具体的に規定してしまうと、「書いてあることしかできない」ように活動を狭めてしまうことになりかねません。</p> <p>たとえば、今回は『境港市議会市民意見交換会開催要項』を決定し、新年度以降、広く市民を対象にした地区別意見交換会は年1回以上開催すること、テーマ別に関係する諸団体との懇談会開催も検討中しています。このようにそのときどきに一番適切な形を模索しながら具体</p> |

| | | | |
|---|----|---|---|
| | | <p>第6条危機管理等、具体性がないばかりか、地区防災活動を妨げかねない。</p> | <p>化し、一步一步進めたいと考えています。</p> <p>そうした方向性については、パブコメ用に配布しました条例案文集中に『逐条解説』で記載しましたが、条例施行後に発行する市民向けパンフレットでも同様に考えています。それが、「補助条文」とのご意見に相当するものです。</p> <p>災害時、議会、議員がどういう役割を果たすのかは、これまでおよそ意識されたことのないことでしたが、災害が多発する時代にあつて、多くの市民が被災し命の危険にさらされ、生活に困難をきたしているときに、議員はなにもしないのか。一市民という以上に果たすべき、果たしうる役割はあるし、被災した地域の状況把握や住民要望の把握などにおいて、行政とは違う議員の目線が少なくない役割を果たしたことは過去の経験が教えています。議員ならではのそうした役割を重視し大いに発揮すべきと考えます。</p> <p>一方で指揮の一元化などが厳しく要求される緊急事態のもとでの活動のあり方は、緊急時らしい考慮が必要で、あまりあれこれ具体的に定めてしまうと、反って災害対策活動に混乱をきたしかねません。</p> <p>条例案は、議会ならではの適切な定義の仕方だと考えています。</p> |
| 2 | 全般 | <p>ひらかれた議会への取り組みはどんどんやるべき。公正で透明性のある活動をしているかどうかチェックするようにならないものですか。</p> | <p>ひらかれた議会への取り組みに対し、力添えをよろしく願います。</p> <p>「活動チェックのしくみを」とのことですが、市議会は条例施行後、『市議会改革推進特別委員会』を設置します。議会自身によるチェックは、そこでチェックし、改善の課題を洗い出していくこととなります。また、条例第28条は、4年に一回はきちんとした検証、見直し</p> |

| | | | |
|---|----|---|---|
| | | | <p>を市民の声も聴きながらおこなうことを定めています。</p> <p>ご質問の趣旨が、「市民によるチェック（検証）機関を」ということであるとすれば、パブコメへの回答（4）をお読みください。</p> |
| 3 | 全般 | <p>条例制定に対する議員皆様の努力に感謝すると共に、大いに期待しております。</p> | <p>ありがとうございます。議会、議員一同、ご期待に応えてがんばりますが、ご期待に違うことがあれば、お聞かせください。</p> |
| 4 | 全般 | <p>「検証、反省がなければ進化なし」と思います。「自らが考え、自らが作り、自らが実行し、自らが検証する」。これではせつかく苦勞して作った条例を進化させようもなく現状 STOP（停滞）では。各会議、市民説明会の中でも議員、市民からも発言がありました。条例制定がゴールではなく、長く永遠に続くコースのスタートラインに立とうとしている今、もう既にゴールインしたかの様な枠組みを規定するのはいかがなものか。何の為に長い時間をかけ、膨大なエネルギーを使い、この「議会基本条例」を制定しようとするのか、今一度原点に立ち戻り所信に帰って考えてみてください。この条例を制定するのが目的ではないはずです。</p> <p>民間企業でいえば、この条例を運用して利益を上げ、その利益を株主、社員に還元する、これが目的であると思います。成果を上げ、その成果を以て市民に還元する事でより良い境港市を作っていく。</p> <p>その為には第三者の立場からも、常に公平に、時には厳しく検証し、常に時代の流れに沿った、あるいは</p> | <p>制定が目的ではありません。制定した条例を実行し、より市民に役立ち、より市民に見える議会へと前進することが目的です。</p> <p>そのためには「市民参加の検証機関の設置を」とのご意見かと思いますが、ここは個々の議員の評価とは違い、議会としての条例の達成具合をチェックし、その教訓や問題点を洗い出すことですから、市民参加の機会はあって良いことだと考えています。</p> <p>こうしたご意見はつまるところ、「お手盛り」評価への不信かと思いますが、議会、議員自らの活動及びそれを律する条例の点検、総括は、第一義的に当事者である議会、議員自身がおこなうことであり、そうしてこそ掘り下げた検証ができるものと考えます。</p> <p>その「検証」や「評価」にとって一番重要なことは客観性の確保ですが、この条例にはまだ抽象的な規程が多く、客観的チェックが可能な「活動の具体化」はまだこれからというのが現状です。いましばらくは議会としても試行錯誤、模索の時間をいただければと思います。</p> <p>市民による検証機関の設置を条例上の規程とはいたしません。検証、見直し作業にあたって、「市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする」と、第28条を一部改訂することといたしました。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>時代を先取りする様な内容の条例に市民と議会が検証を行い進化させていく事が求められなければならないのでは。</p> <p>現状は埋没感の漂う市議会、存在感が薄い市議会ですがこの条例制定を機に議会が一致団結し、「境港市議会ここにあり」と胸を張れる条例とし、この条例を運用する事で得た成果をぜひ境港市民に誇れる様になって頂きたい。そういう条例に進化させていく事が議会（議員）の責務では。</p> <p>「追－１」 市民説明会で「市民検討委員会」をもう少し早く立ち上げるべきであったかなと言われていましたが、その一員としてはまさにその通り。私自身何も検討していない、何の検討委員だったのか、大変不満が残っています。初回会合を除いてあれ以来ずっと便秘の状態です。でも、このパブリックコメントを投稿する事により少し楽になるかも。</p> <p>「追－２」 「市民参加も含めた検証機関」が設置された暁には、市民説明会でも発言しましたがこの条例制定に少しでも関わりあった市民の一人として責任を感じていますのでこの検証機関にぜひ私をメンバーに加えて頂きたい。死ぬまでこの条例に関わり、見届けたいと思っています。</p> <p>「追－３」 「市民検討委員会」を通して感じた事があります。それは、これまで話をした事がない議員とも親しく接して頂いた事、これまで議員個人に対し</p> | <p>その機会には、今回の反省点を活かし、もっと早い開催に努めます。「市民参加の検証機関」にはならなくとも、そうした機会にはぜひ、ご参加いただきますようお願いいたします</p> <p>市民検討会議を通じて、議会、議員への先入感を払拭していただけたのは、たいへんうれしいできごとです。</p> |
|--|--|---|

| | | | |
|---|----|--|--|
| | | <p>て持っていた先入観が大きく違っていたこと（議会に対しても）、私自身の思いとしてとても良い経験になり、勉強になりました。もっと、もっと議会として、議員として自身の支持者のみではなく、境港市民の前に出て、市民と接して市民とともにと言う姿勢が必要ではと感じました。私の思いと同じ市民が大勢いると思います。</p> | |
| 5 | 全般 | <p>境港市、議会に文書の保存、保管期間、選別基準等、破棄条件の明確化、法令要、</p> | <p>文書の取り扱いについては、境港市議会事務局処務規程第8条により市長事務局の例を準用しております。なお、ご意見は市へもお伝えいたします。</p> |